

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
1	自律改革の取組の「教育庁改革本部」を設置	局として業務改善・事務改善を行うための会議体はなかった。	教育長を本部長として、次長、教育監及び教育庁本庁・出先の部長で構成される「教育庁改革本部」を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年9月に教育庁改革本部を設置し、5回開催した。</li> <li>○同月、教育庁自律改革プランを策定した。</li> <li>○引き続き同プランに基づく取組を進めつつ、適時に改訂を行う。</li> </ul>	実施中
2	「一課(校)一改善」の取組	局として各課の業務改善の取組を集約する試みは行っていなかった。	局全体(事業所、都立学校を含む。)で「一課(校)一改善」をスローガンに掲げて自律改革に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁、事業所の全ての課が平成29年3月末までに自律的に取り組む事項をそれぞれ定めた。</li> <li>○各課が定めた事項を平成28年10月12日の教育庁改革本部にて互いに報告し、局内で共有し、平成28年12月1日時点での進捗の確認、年度末時点での進捗の確認を行った。</li> <li>○平成28年度の改善事項は超過勤務縮減に向けた取組が中心であったが、超過勤務縮減については一定の成果があったことから、次年度以降はより業務改善に特化した改善事項に取り組むこととする。</li> <li>○都立学校は、平成29年度学校経営計画における業務改善の取組について、集約し、共有を図っていく。</li> </ul>	実施中

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
3	若手職員の意見を施策形成・業務運営に反映	局として業務として若手職員を横断的に集め、主体的に検討させる試みは行っていなかった。	若手職員で構成するPTを立ち上げ、若手職員の意見を施策形成・業務運営に反映させる仕組みを作る。	<p>○平成28年10月に教育庁若手PTを立ち上げた。</p> <p>○本庁各部主任・主事級職員9名で構成した。</p> <p>○若手職員の意見を施策形成・業務運営に反映させる仕組みについて検討し、教育庁幹部と意見交換をし、教育庁改革本部に報告した。</p> <p>○平成29年3月21日に、教育長と若手指導主事との意見交換会を実施した。</p> <p>○今後も、適時に幹部と若手職員との意見交換の場を設定していく。</p> <p>○また、各部においても若手職員の意見を反映させる取組を行うよう依頼した。</p>	実施済
4	幹部レクに要する時間の見直し(時間設定)	時間外に幹部レクが設定され秘書担当を始めとする総務課職員や該当課職員等関係者の超過勤務につながっていた。	事故報告等の緊急案件や議会对応を除き、幹部へのレク時間を17時以降は設定しない。	<p>○秘書担当への連絡を16時までに行うことは局内で定着しつつある。</p> <p>○幹部レクについて原則として17時までを励行するよう、引き続き調整していく。</p>	一部実施中
5	幹部レクに要する時間の見直し(参加者厳選)	幹部レクに同席する職員の数が多く、超過勤務につながっていた。	幹部へのレクの資料の厳選、簡潔な説明及び参加者の厳選を行う。	各部へ周知するとともに、幹部レクの際に各所管課の担当に声掛けを実施している。	実施済

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
6	超過勤務縮減に向けた都庁全体ルールの徹底	総務局所管の「超過勤務の縮減に関する基本指針」に基づき、全庁一斉定時退庁日やノー超勤ウィークの設定等、全庁的な取組は実施してきたが、教育庁における超過勤務時間数は、他局と比べて非常に多い状況にある。	「超過勤務縮減に関する知事から職員へのメッセージ」を事業所・都立学校を含む教育庁全体に周知し、「毎日遅くとも20時までには退庁」を徹底する。正規の勤務時間が20時を越える職場については勤務の実態に合わせて対応する。	○超過勤務の縮減に向けた新たな取組について周知・徹底を図ることにより、平成28年10～12月の超過勤務の実績においては、対前年同期で▲27.5%の縮減率を達成した。 ○今後は、改正された「超過勤務の縮減に関する基本指針」の周知・徹底を図り、継続的に取り組んでいく。	実施済
7	超過勤務縮減に向けた教育庁ルールの設定	教育庁における超過勤務時間数は、他局と比べて非常に多い状況にあるが、教育庁として、超過勤務の縮減に向けた具体的な方針を示すまでには至っていない。	超過勤務を縮減するための教育庁本庁における統一ルールを設定する。	○全庁的な取組に加えて、教育庁独自の統一ルールを設定することにより、超過勤務縮減の取組の機運を高め、平成28年10～12月の超過勤務の実績で、教育庁として全庁において3位の縮減率を達成することができた。 ○今後も「超過勤務の縮減に関する基本指針」と教育庁統一ルールに基づき、教育庁としての取組を推進していく。	実施済
8	超過勤務縮減に向けた各課ルールの設定	都庁全体の取組に合わせて、全庁一斉定時退庁日やノー超勤ウィークの設定等の取組を、教育庁として実施していたが、各課における取組については、各所属長の判断に任せていた。	各課から超過勤務縮減の取組について提案があったことから、教育庁本庁では統一ルールに加え、全ての課において課単位での取組も別途設定する。	○各課の実情に応じた目標の設定や取組の実施が可能となり、平成28年10～12月の各月とも、庁内の4割以上の課において、超過勤務の実績が対前年同期で▲30%以上の縮減率を達成した。 ○今後も、各課における超過勤務の縮減に向けた取組を推進していく。	実施済

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
9	超過勤務縮減に向けた取組の進行管理	超過勤務の縮減に向けた取組は実施していたが、実施前における具体的な数値目標の設定や、実施後における縮減実績の数値化による効果検証までは行っていない。	超過勤務の縮減目標値を課ごとに設定するとともに、前年度比での超過勤務縮減率を順位付けして庁内で共有する。	○月ごとに各部・課における超過勤務の縮減率の情報を共有することにより、縮減の取組の効果を数値として把握できるとともに、他の部・課の状況を踏まえた目標設定が可能となった。 ○引き続き、庁内で情報を共有することにより、縮減の取組を後押ししていく。	実施済
10	外国人や障害者等に配慮した案内表示・職員対応	職場ごとの対応となっており、取組姿勢にばらつきがあった。	案内表示等の設備や職員対応を自主点検し、外国人や障害者等に配慮した都民サービスとなっているかを検証する。	○平成28年10月21日に各事業所において、障害者、外国人等に分かりやすいものとなっているかという観点から、事業所における都民・来客窓口の現状について、自己点検を行った。 ○また、これを踏まえた平成29年3月1日時点での自己点検を行った。 ○自己点検を踏まえ、外国人向けの表記が必要な事業所において多言語表記に切り替えた例などが挙げられる。	実施済
11	都民サービスの利用者を対象としたアンケート調査の実施	都民サービスの利用者を対象としたアンケート調査は行っていなかった。	都民サービスの利用者を対象としたアンケート調査等を積極的に実施し、その結果を基にした業務改善を進める。	○調査の対象者のうち、約7割から回答を得ることができた。 ○調査項目のうち、①相談員の対応の向上、②広報等の充実、③開所時間や曜日の拡充について意見があり、これらを検討し、平成29年度からの改善策を講じる。	実施済

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31 日時点)
12	都民に対する接遇の向上の取組	職場ごとの対応となっており、取組姿勢にばらつきがあった。	職員の都民に対する接遇について、各所属で自己点検をし、向上に向けた取組を局全体で進める。	<p>○平成28年10月21日に本庁各部・各事業所ごとに、接遇の状況の自己点検を実施し、総務局作成の接遇マニュアルの積極的活用等、職場ごとの取組の方向性を定めた。</p> <p>○契約所管部署において、窓口環境の改善や毎月40項目の接遇自己点検と職場内研修により、各個人に意識改革が生じ、改善点に気付くようになり、接遇が向上した。</p> <p>今後は、課内で相互チェックを行い意見交換によりモチベーションを向上させ、都民に対する接遇、窓口サービスの不断の品質改善を促進していく。</p>	実施済
13	教育委員会定例会や審議会等の情報公開に向けた取組	定例会や審議会等の情報が、ホームページ内の様々な場所に掲載されていた。	教育委員会定例会や審議会等の情報公開に向けた取組を進め、都民に対し、政策形成過程を分かりやすく示す。	平成28年10月31日に「情報公開ポータル」ページを開設し、教育委員会、政策形成過程(長期計画等、意見募集)、審議会等の情報を一覧で見られるようにした。新たに、都民の声、公文書開示の状況、自律改革についても掲載した。	実施済
14	審議会等における会議や議事録等の公開に向けた取組	会議等の公開についての局としての具体的な方針がない。	審議会等における会議や議事録等について、原則公開とし、非公開となっているものについては再検討する。	現在の局内の審議会の状況を整理し、都庁全体の取組方針に合わせ、原則公開に向けた具体的な手段等を検討している。	検討中

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
15	ホームページの改善・充実	利用者にとって分かりにくい部分や使いづらい部分がある。	より一層見やすく使いやすい利用者本位のホームページとなるよう、東京都教育委員会ホームページのリニューアルを行う。	○ホームページに掲載した「報道発表資料」等の内容が、一目で分かりやすく伝わるよう、発表内容ごとに分類別のアイコンで表示した。 ○平成29年度末のホームページの全面リニューアルに向けた準備を進める。	一部実施中
16	統計情報等の効果的な公表・PR方法の検討	教育委員会ホームページに、例年実施している統計調査報告書の概ね過去5年分を実施調査ごとに掲載しているが、複数調査のデータを1度に確認できる横断的な統計資料に対する要望があった。	統計情報等の効果的な公表・PR方法を検討し、可能な限り多くのデータ等をホームページ等で公表する。	局内で保有している教育関連の統計情報から公表可能かつ都民に有益なデータを抽出し、平成29年4月1日付で教育委員会ホームページに掲載する準備を行った。 今後、公表データを増やしつつ、既存の公表資料との統合やオープンデータ化への対応を検討する。	一部実施中
17	都立中央図書館が所有する資料の積極的な公開	これまでも重点的情報サービスやタイムリーな企画展示等により積極的に情報提供に努めてきたが、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた新たな情報ニーズに対応していく必要があった。	都立中央図書館が保有する資料等が都民の財産であることを意識し、都民の情報ニーズに合った資料を積極的に公開していく。	平成28年12月27日、中央図書館の1階に左記の展示コーナーを開設し、オリンピック・パラリンピック等に関する情報アクセスを向上させることができた。今後は、関連する講演会の実施や、コーナーの定期的な展示替えにより、一層の情報発信に努める。	実施済
18	印刷コストの抑制(両面・モノクロ)	片面コピーやカラーでの資料印刷をする場合が少なくなかった。	原則として資料はA4用紙によるモノクロ・両面印刷とすることで環境に配慮しつつ印刷コストを抑制する。	平成28年10月21日に本庁各部・各事業所において、ワイズ・スペンディングの観点から、コピー枚数の使用量の年間削減目標を策定した。	実施中

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
19	印刷コストの抑制(会議配布資料精査)	資料の印刷・丁合作業に長時間を要することが少なくなかった。	校長会、教育委員会定例会等で配布すべき資料を厳格に精査することで、コピー用紙の使用量を抑制する。	教育委員会の事前幹部レクの際に、必要以上に多くの資料が含まれていないか等を確認している。	実施中
20	学校から教育庁への報告手続きの見直し	<p>【人事部】 ○交通事故については、従来からチェックリスト及び事故報告書のフォームを定め、自己報告書作成事務の効率化を図ってきたが、発生件数の多い体罰及び情報紛失の事故についてはチェックリスト及び事故報告書のフォームを作成していなかった。 ○そのため、都立学校及び区市町村教育委員会から提出される事故報告書の内容確認や修正依頼等の業務が多く発生し、双方にとって業務負担が膨大となっていた。</p> <p>【福利厚生部】 学校からの電話連絡を待ってからファクシミリで「受付票」を送信する方法は、学校担当者と福利厚生部担当者双方に手間と誤送信のリスクが発生していた。</p>	<p>学校が教育庁に報告すべき事項のうち、定型的で件数の多いものについては様式や手続きの見直しを積極的に行う。</p> <p>【人事部】 事故報告書のチェックリスト作成による事務の効率化</p> <p>【福利厚生部】 公務災害発生時の学校からの第一報連絡方法の効率化</p>	<p>【人事部】 ○平成28年9月以降、都立学校及び区市町村教育委員会では、本チェックリストを活用して事故報告書を作成するようになったため、修正及び確認事項が減少し、事務の効率化が図られた。</p> <p>【福利厚生部】 ○公務災害「受付票」受信専用アドレスを開設し、局内電子掲示板へ「受付票」を掲示した。 ○平成29年4月からメール送信での「受付票」提出開始し、これにより電話・ファクシミリ等によるやり取りを一部省くことができることになり、所管部署と都立学校との間で業務改善が実現した。</p>	実施済
21	超過勤務縮減(個々の業務に集中するためのコアタイムの設定)	教育庁における超過勤務時間数は、他局と比べて非常に多い状況にあるが、教育庁として、超過勤務の縮減に向けた具体的な方針を示すまでには至っていない。	人事業務等の繁忙期間中は、打合せ等を行わない時間を設け、集中して業務に取り組む。	本庁各課において、部の計画目標等を踏まえて課の計画目標、業務の進め方等に関する課単位の共通ルール及び個別の取組事項等を設定して個々の取組を実施した。	実施済

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31 日時点)
22	超過勤務縮減(管理職への申告の徹底)	都庁全体の取組に合わせて、全庁一斉定時退庁日やノー超勤ウィークの設定等の取組を、教育庁として実施していたが、各課における取組については、各所属長の判断に任せていた。	毎日管理職にその日の退庁予定時刻を申告する。	本庁各課において、部の計画目標等を踏まえて課の計画目標、業務の進め方等に関する課単位の共通ルール及び個別の取組事項等を設定して個々の取組を実施した。	実施済
23	超過勤務縮減(会議時間等を極力、午前中に設定)	教育庁における超過勤務時間数は、他局と比べて非常に多い状況にあるが、教育庁として、超過勤務の縮減に向けた具体的な方針を示すまでには至っていない。	会議時間等を極力午前中として、会議後の作業の効率化を図る。	本庁各課において、部の計画目標等を踏まえて課の計画目標、業務の進め方等に関する課単位の共通ルール及び個別の取組事項等を設定して個々の取組を実施した。	実施済
24	超過勤務縮減(週休日等の出勤の原則禁止)	教育庁における超過勤務時間数は、他局と比べて非常に多い状況にあるが、教育庁として、超過勤務の縮減に向けた具体的な方針を示すまでには至っていない。	土日、祝日の出勤の原則禁止。出勤する場合は、振替休日を取得する。	本庁各課において、部の計画目標等を踏まえて課の計画目標、業務の進め方等に関する課単位の共通ルール及び個別の取組事項等を設定して個々の取組を実施した。	実施済
25	超過勤務縮減(完全定時退庁日の設定・徹底)	都庁全体の取組に合わせて、全庁一斉定時退庁日やノー超勤ウィークの設定等の取組を、教育庁として実施していたが、各課における取組については、各所属長の判断に任せていた。	完全定時退庁日の設定・徹底	本庁各課において、部の計画目標等を踏まえて課の計画目標、業務の進め方等に関する課単位の共通ルール及び個別の取組事項等を設定して個々の取組を実施した。	実施済
26	超過勤務縮減(勤務時間外の連絡の原則禁止)	教育庁における超過勤務時間数は、他局と比べて非常に多い状況にあるが、教育庁として、超過勤務の縮減に向けた具体的な方針を示すまでには至っていない。	勤務時間外の電話、メールの原則禁止	本庁各課において、部の計画目標等を踏まえて課の計画目標、業務の進め方等に関する課単位の共通ルール及び個別の取組事項等を設定して個々の取組を実施した。	実施済



## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
27	全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現(小・中学校)	<p><b>【現状】</b>            ○毎年、都独自の学力テストを実施(小5・中2)            ○算数・数学、英語の習熟度別指導を推進            ○「東京ベーシック・ドリル」を作成            ○放課後学習への支援</p> <p>※「東京ベーシック・ドリル」・・・小1から中1までの国語・算数・数学、小3、4の社会・理科、中1の英語の基礎的な学習内容及び知識のための反復学習教材</p> <p><b>【課題】</b>            ○学力上位県と比較して成績下位層の割合が多いなど、児童・生徒一人一人の習熟度に差がある。            ○家庭において、計画を立てて勉強し、復習をしている割合が学力上位県よりも低い。            ○貧困問題が社会的な課題となる中で、将来の自立に必要な基礎学力の習得が必要である。            ○その他、発達障害と考えられる児童・生徒が増加傾向にあり、不登校やいじめ等、子供をめぐる課題が多様化、複雑化しており、こうした課題にも対応しつつ、学力向上の具体的で組織的な対応を行う必要がある。</p>	<p>○学校において、多様な子供たち一人一人の課題に対応しつつ、児童生徒の学力の状況を分析し、各校での組織的指導の充実のための体制を整える。            ○学校内の体制整備に当たっては、日々の授業改善等に加え、放課後及び家庭での学習の推進や保護者、地域社会と連携した仕組みなども合わせて整えていく。            ○放課後子供教室での学習支援プログラムや地域未来塾での学習支援の取組を拡充する。            ○特に個別に支援が必要な児童生徒への家庭学習への支援を充実させる。            ○学習ソフトの放課後、家庭学習での活用促進など、ICTを活用した教育を展開する。</p>	<p>○今年度、学力格差解消に向けた教員の加配を行うなど、組織的指導の充実のための体制づくりを行っており、この取組を検証していく。            ○その際、放課後及び家庭での学習の推進、保護者、地域社会との連携についても、併せて継続して取り組んでいく。            ○また、放課後子供教室での学習支援プログラムや地域未来塾での学習支援の取組、特に個別に支援が必要な児童生徒への家庭学習への支援等を引き続き充実させる。            ○学習ソフトの放課後、家庭学習での活用促進など、ICTを活用した教育を引き続き展開していく。</p>	今後実施

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
28	全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現(高校)	<p><b>【現状】</b>            ○都立高校学カスタンダードに基づく学習指導の実施            ○「校内寺子屋」の実施</p> <p>※「都立高校学カスタンダード」…学習指導要領に定められている指導内容について、具体的な学習目標を3段階で示したものである。各学校は、3段階の学習目標を参考に、学校の設置目的や生徒の実態に応じて自校の学カスタンダードを策定し、組織的な指導体制で指導内容・方法の改善を図り、生徒の学力を着実に定着させる。</p> <p><b>【課題】</b>            ○義務教育段階の教育内容が十分に定着していない生徒が少なからず存在する。学ぶ意欲の向上を含めた学力向上が必要である。            ○貧困問題への対応、発達障害のある子供たちの増加、不登校や中途退学、いじめ等、子供をめぐる課題が多様化、複雑化しており、こうした課題にも対応しつつ、学力向上の具体的で組織的な対応を行う必要がある。</p>	<p>○学校において、子供をめぐる課題に対応しつつ、生徒の学力の状況を分析し、各校での組織的指導の充実のための体制を整える。            ○学校内の学力向上のための体制整備に当たっては、日々の授業改善等に加え、校内寺子屋の取組の拡充や家庭での学習が困難な生徒への支援の充実など、放課後及び家庭での学習の推進や保護者、地域社会と連携した仕組みなども併せて整えていく。</p>	<p>○平成28年度試行する「ゆめナビプロジェクト」により組織的指導の充実のための体制づくりを行っており、この取組を検証していく。            ○日々の授業改善等に加え、校内寺子屋の取組の拡充や家庭での学習が困難な生徒への支援の充実など、放課後及び家庭での学習の推進や、保護者、地域社会と連携した仕組みなども併せて、継続して整えていく。            ○教育効果の高い学習ソフト及び指導方法の開発や学習ソフトの放課後、家庭学習での活用促進などICTを活用した教育を引き続き展開していく。</p>	今後実施

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
29	世界で活躍できる人材の育成	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校の英語教科化の先行実施に対応するため、リーダー役となる教員を配置</li> <li>○中学校英語における少人数・習熟度別指導の実施</li> <li>○都立高校におけるJET青年の配置</li> <li>○都立高校を「グローバル10」「英語教育推進校」として指定</li> <li>○高校生留学支援プログラムである「次世代リーダー育成道場」の取組の展開</li> <li>○「英語村(仮称)」の開設準備</li> <li>○教員の海外派遣研修の実施</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○4技能のバランスのとれた実践的英語力を育成する。</li> <li>○多様な言語への興味関心を高めるとともに、国際感覚を醸成する。</li> <li>○積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校英語の教科化に伴い、英語教育の専門性を備えた指導者を多様な手法で確保していく。</li> <li>○各地区及び都立高校で配置を進めているALTが教員とのチーム・ティーチングでなくても単独で授業が行える仕組みを整える。</li> <li>○児童生徒が学校生活の中で外国人指導者等を活用して日常的に英語に触れることができる環境を整える。</li> <li>○4技能を測る高校入学者選抜導入を検討する。</li> <li>○異文化理解、国際感覚の醸成を推進するため、都立高校の国際交流を拡大する。</li> </ul>	<p>○左記の取組等について、更なる検討を深め、既の実施しているものについては、対象の拡大やより効果的な実施体制の構築に向けて取り組んでいく。</p>	今後実施

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
30	子供たちの学びを支える教育力・学校力の強化	<p>○今日の様々な教育課題を学校が組織的に解決していくためには、教育管理職の役割が重要であり、特になり手不足が深刻である副校長を担う人材の育成・確保が喫緊の課題である。</p> <p>○副校長のなり手不足の要因として、受験資格を持つ教員の年齢層が教職員全体の年齢構成の谷間にあり、数が少ないこと、業務負担が増大し、職責が重みを増していることなどが考えられる。</p>	<p>○学校マネジメント体制を強化する。</p> <p>○副校長の職責に見合った処遇改善を検討する。</p> <p>○管理職選考制度を改善する。</p>	<p>○平成29年度は、中堅教員向けの管理職選考の受験資格を、現行の主幹教諭層に加え、主任教諭層まで拡げる制度改正を行うとともに、副校長の管理職手当を引き上げ、職責に見合った処遇に改善していく。</p> <p>○副校長の業務負担を軽減するため、各種調査の回答や施設の安全管理業務など、副校長の業務の一部を担う非常勤職員を配置し、副校長が学校経営や一般教員の指導等に集中できる環境を整える「学校マネジメント強化モデル事業」を、小・中学校12校で実施する。</p>	今後実施
31	子供たちの学びを支える教育力・学校力の強化(学校事務職員の専門性の向上)	<p>○都内公立学校では、学校事務職員が原則として、小中学校各1名(県費負担職員)、都立学校で各4～5名を配置している。</p> <p>○学校配置している職員は、都の行政職員として一元的に採用され、他の部局との人事交流が行われており、学校事務としての専門性を有しているとは限らない。</p> <p>○小中学校においては、一人職場のため事務処理チェック体制が十分でない。このため、事務処理の組織的取組の体制が脆弱であり、これまで都教育委員会では、小中学校の事務の共同化を推進してきた(現在4地区)。</p> <p>○高校では、学校事務の共同化を既に実施、都内に三つの経営支援センターを設置するとともに、学校事務室を「経営企画室」に改め、学校経営に参画を行う組織としている。</p>	<p>○小中学校における事務の共同実施導入による効果を分析する。</p> <p>○共同実施の導入の更なる推進を図る。</p>	<p>○小中学校事務共同実施の更なる推進、導入地区の拡大に向け、平成29年度に導入する地区の支援や共同実施導入支援策(コンサル委託、拠点校整備補助金の拡充)のPRを行っていく。</p>	今後実施

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
32	不登校・中途退学対策 (都における「自立支援チーム」の設置)	<p>【現状】</p> <p>○就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等による「自立支援チーム」を設置し以下の事項に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中途退学の未然防止</li> <li>・中途退学者や進路未決定卒業者への進路決定に向けた支援</li> <li>・不登校の生徒への対応</li> </ul> <p>○都立学校や教育庁関係部署と、就労支援機関、福祉・医療機関等とのネットワークである「都立高校生進路支援連絡協議会」を設置し、生徒や中途退学者等への有効な支援策を協議・検討</p> <p>【課題】</p> <p>○自立支援チームには、高度な専門知識や技術を有する優秀な人材の確保が重要となるため、処遇面を含め十分な体制・環境の整備が必要</p> <p>○生徒等への支援を効果的・効率的に進めるには、学校はじめ関係機関の緊密な連携とともに、学校自体の対応能力を更に高める取組を進めていくことが必要となることから、事業趣旨に適った執行体制としていくことが必要</p>	<p>○平成28年度の事業実施を踏まえた効果的・効率的な執行体制を検討し、整備を進める。</p>	<p>○平成28年度の取組内容及び事業成果について検証し、その結果を踏まえて以下の二点について検討を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ユースソーシャルワーカー等の優秀な人材の確保などの自立支援チームの体制強化策</li> <li>② 学校と自立支援チームの連携を更に緊密に進めるとともに、学校の対応能力向上に向けた取組を進める上で適切な執行体制</li> </ol>	一部実施中

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31 日時点)
33	理数教育の充実 ～「小学生科学展」～	<p>《現状(平成27年度実績)》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都美術館で公立学校美術展覧会と同時開催</li> <li>○応募作品数:小学校61点(各区市町村から代表1点、1村応募なし)</li> </ul> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○科学的探究力を育成するために、理科好きの子供たちの裾野を広げる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報活動を工夫する。</li> <li>○対象の拡大(特別支援学校の児童等)する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初の単独開催に先立ち、広報東京都への掲載や公共空間でのPR等の広報活動を展開した。</li> <li>○日本科学未来館で、他のイベントとの合同ではない単独開催となったが、応募作品数61点に対し来場者数として3,071人を確保した。</li> <li>○来場者数拡大のため広報活動の更なる工夫を図る。</li> <li>○これまで対象となっていなかった特別支援学校の児童等を加え、参加対象の更なる拡大を図る。</li> <li>○区市町村教育委員会の取組の充実にに向けた情報交換を行う。</li> </ul>	実施中
34	「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進 (テーマ「文化」に関連した事業の実施による「障害者理解の促進」) ～「アートプロジェクト展事業の拡充」～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある子供たちの個性や可能性を伸ばすための美術・文化活動を推進するために、イベントの更なる拡大を図る必要がある。</li> <li>○開催期間が短期間であり、会場が都心部であったため、来館の希望があってもできない都民が多くいた。</li> <li>○本事業を通じ、障害のある児童・生徒の芸術活動への意欲喚起を図り、都民の障害者理解を一層進めて共生社会を実現していくためには、より多くの都民が鑑賞できる機会の設定が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年度アートプロジェクト展への来館者拡大に向けた広報活動を充実させる。</li> <li>○都民にアートプロジェクト展の作品を広く鑑賞していただくため、都内各所で展示会を開催する。</li> <li>○各種美術関係団体主催展示会への出展に向けた展示作品を紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度アートプロジェクト展の来館者数は、1,371人で、昨年度比81人減であったが、一般都民については237人(1.46倍)増の753人であった。</li> <li>○平成29年度アートプロジェクト展への来館者拡大に向け、広報活動のなお一層の充実を図る。</li> <li>○各種美術関係団体主催展示会への出展に向けて展示作品を紹介する。</li> </ul>	実施済

## 平成28年度における自律改革の取組状況

No	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	自律改革の取組内容(プロセス)	取組の成果 今後の方向性	取組状況 (平成29年3月31日時点)
35	ものづくり人材の育成 ～「わくわくどきどき夏休み工作 スタジオの実施」～	ものづくり産業を担う人材を輩出するために、参加者と講座との間の需要と供給のバランスをとる必要がある。	○講座内容を工夫することで、講座による申込数の平準化を行う。 ○広報活動に工夫することで、広く都民にアピールする。 ○抽選方法を工夫し、兄弟姉妹でも受講できるようにする。 ○参加費用の軽減を行い、都民の負担を軽減する。	○講座内容を工夫することで、講座による申込数の平準化を行う。 ○広報活動に工夫することで、広く都民にアピールする。 ○抽選方法を工夫し、兄弟姉妹のペアでも受講できるようにし、参加費用の軽減を行い、都民の負担を軽減する。	今後実施
36	オリンピック・パラリンピック教育の推進 ～オリンピック・パラリンピック教育重点校の指定～	(現状) オリンピック・パラリンピック教育を通じて、「ボランティア・マインド」、「豊かな国際感覚」等、重点的に育成すべき五つの資質を子供たちに身に付けさせるため、先進的取組や特色ある取組を組織的に行い、他校へ普及・啓発する学校100校を重点校として指定。 (課題) 「ボランティア・マインドの醸成」、「障害者理解の促進」については、学校における指導事例も少なく、教科における取扱が明確でないため、取組方法の工夫が必要	平成29年度からは、「ボランティア・マインドの醸成」、「障害者理解の促進」に先進的・組織的に取り組む役割をもつ学校やパラリンピック・スポーツの普及・啓発を目的としたパラリンピック競技を応援する学校を指定し、その教育活動を支援していく方策を検討する。	○重点校において、育成すべき五つの資質を育てる様々な取組が実践されており、全校訪問及び報告書の提出により、その計画・取組方法等を集約することができた。 ○平成29年度は、重点校における取組を周知し、都内全校で重点的に育成すべき五つの資質の更なる育成に取り組んでいく。	実施済
37	都立特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進する「企業向けセミナー」	障害者の雇用の促進等に関する法律などの改正に伴い、雇用義務が生じる企業の規模が56人以上から50人以上となったことから、より各特別支援学校の地元中小企業に対する企業開拓が必要となっている。	○平成28年度は、全都を6ブロックに分け、ブロック毎1校を会場にして企業向けセミナーを1回ずつ試行開催する。 ○各ブロックの産業の特徴等を反映したセミナーを開催できること、参加企業数増が見込まれることから、次年度以降、ブロック開催を本実施する。 ○開催に当たっては、各ブロックの進路指導担当教員が主体となってセミナーを運営する。	今年度から試行的に、地元中小企業の方々に生徒の学習活動を直接見てもらえるよう、特別支援学校6校に会場を分散し実施したところ、155社217名の参加者(平成27年度は80社96名)を得ることができた。今年度の取組を基に、来年度以降の本格実施に向け、更なる充実を図る。	実施済